

公益財団法人大阪タクシーセンター専務理事選考経過・任命理由

本法人の使命は、タクシー業務適正化特別措置法（以下「タク特法」という。）に定める各業務の実施機関として、特定指定地域内のタクシー事業の業務の適正化を図ることにより、輸送の安全及び利用者の利便の確保に資することにある。

そうした組織にあって、本ポストには、そのミッションとして、タクシー運転者の登録等の事業、タクシー事業の適正化事業及びタクシー運転者に対する試験の事業等を、中立性及び公平性を基本的な姿勢に、会長を補佐し、本センターの常務を適切に運営することが求められる。

このため、本ポストについては、道路運送法等の関係法令の知識に精通している近畿運輸局の退職者を引き続き同ポストに選任する必要があるとして、役員評価委員会に諮り、承認を得た後、理事会に報告の上、評議員会に提示し、これに基づき、評議員会において、田村 充啓氏を理事に選任し、理事会の決議により専務理事に選任したところである。その後、国土交通大臣に認可申請を行い、同氏を専務理事にすることにつき認可されたところである。

任命理由は、これまで国家公務員として、国土交通省近畿運輸局をはじめ独立行政法人自動車事故対策機構等で自動車行政事務等に従事し、特に国土交通省神戸運輸監理部兵庫陸運部長及び独立行政法人自動車事故対策機構大阪主管支所長として組織マネジメントの中枢を担い、多くの成果を挙げられるとともに、これまでの経験として、民間企業や国等の諸機関との円滑な渉外交渉や調整業務を行ってきたなど、専務理事として必要とされる能力、経験が十分にあり、かつ本法人の経営運営改革を実施するという明確な目的意識と情熱を持つことなどが選考委員会による書類選考及び面接を通じて高く評価されたことによるものである。当法人は、公益財団法人として、より利用者目線に立った効果的、効率的な事業の運営が強く求められており、このような中で、改革意識と実行力を兼ね備えた同人は、専務理事（適正化業務従事役員）として適任であり期待できるものと認められることによるものである。